瑞 穂 市
こども計画

（概要版）

瑞 穂 市

令和７年３月

計画策定の趣旨

令和５年４月、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とする「こども家庭庁」が創設されました。また同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。

国は、全てのこどもが、将来にわたって幸せに生活できる“こどもまんなか社会”の実現をめざしています。瑞穂市は、令和６年１月にこどものために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として活動することを宣言しました。

今回策定した「瑞穂市こども計画」は、こども・若者の権利が保障され、健やかに成長できるとともに、将来にわたって幸せに生活できることをめざして、必要な取り組みを進めていく計画です。

計画の法的根拠と位置付け

この計画は、こども基本法に定める「市町村こども計画」として策定するもので、こども大綱や岐阜県こども計画を踏まえて策定する計画です。同時に、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者計画、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画を含む形で策定する計画です。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、子ども・子育て支援に関する各事業の実施目標等を掲げています。また、次世代育成支援対策推進法に定める「市町村行動計画」としても位置付けるとともに、瑞穂市まちづくり基本条例の理念をもとに「瑞穂市第２次総合計画」や関連する分野別計画との整合性を図りながら策定します。

瑞穂市まちづくり基本条例

瑞穂市第２次総合計画

瑞穂市の個別の計画

- 瑞穂市地域福祉計画
- 第３期瑞穂市障がい者総合支援プラン
- 健康みずほ 21（瑞穂市第三次健康増進計画）
- 第２次瑞穂市人権施策推進指針
- 瑞穂市第２次男女共同参画基本計画　等

瑞穂市こども計画

- 次世代育成支援行動計画
- 子ども・子育て支援事業計画
- こどもの貧困解消対策計画
- 子ども・若者計画

関係法令・県の関連計画等

- こども基本法
- 子ども・子育て支援法
- 次世代育成支援対策推進法
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
- 子ども・若者育成支援推進法
- こども大綱
- 岐阜県こども計画

計画の期間

本計画の期間は、令和７年度から令和11年度までの５年間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や本市のこどもと家庭を取り巻く状況、様々な状況の変化により、必要に応じ、計画の見直しを行います。

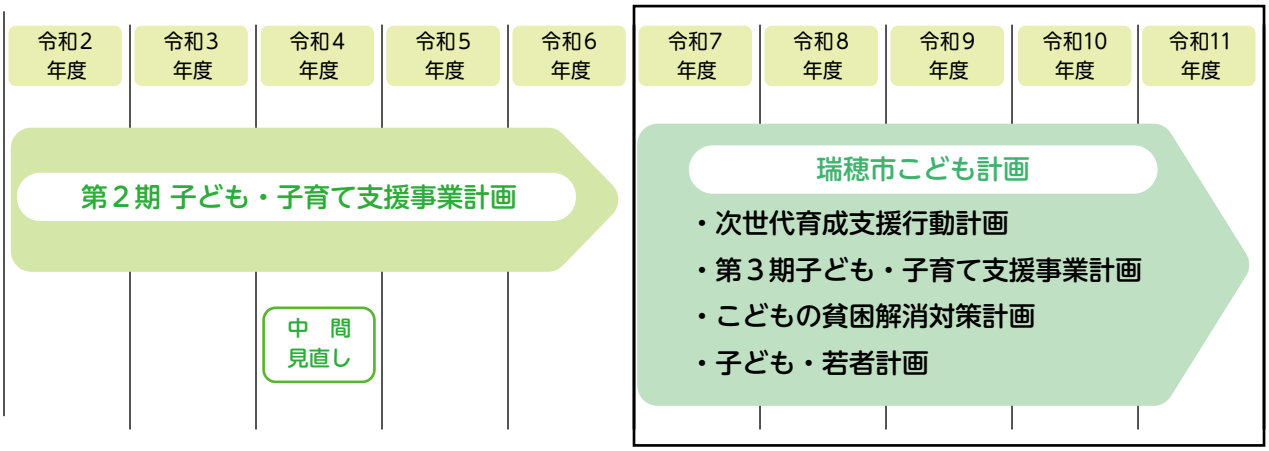

計画策定体制とプロセス

アンケート調査、小中学校での意見交換会（スクールミーティング）、瑞穂市子ども・子育て会議、瑞穂市こどもまんなか施策推進委員会での審議などを通じて幅広い意見を聴いて策定しました。

こども・若者の主な意見として「ボール遊びができる公園がほしい」「通学路に横断歩道や信号をつけてほしい」「みんなが集まれるイベントをたくさん実施してほしい」「友達と勉強ができる施設があるとうれしい」「学校のＩＣＴ化を進めてほしい」「子育ての悩み相談がいつでもできる場所をつくってほしい」などがありました。

現状と課題

1 こどもの数の減少、保育所利用者の増加

本市では、こどもの数（15歳未満人口）が毎年減少していますが、保育所を利用している児童数は、令和５年から増加傾向にあり、令和６年４月には1,408人となっています。こどもの数は減少傾向にあるものの、保育ニーズの増加や、未婚率や合計特殊出生率等のこどもに関する指標に改善がみられるため、今後も現状を注視しつつ、子ども・子育てに係る環境整備の充実を図っていく必要があります。

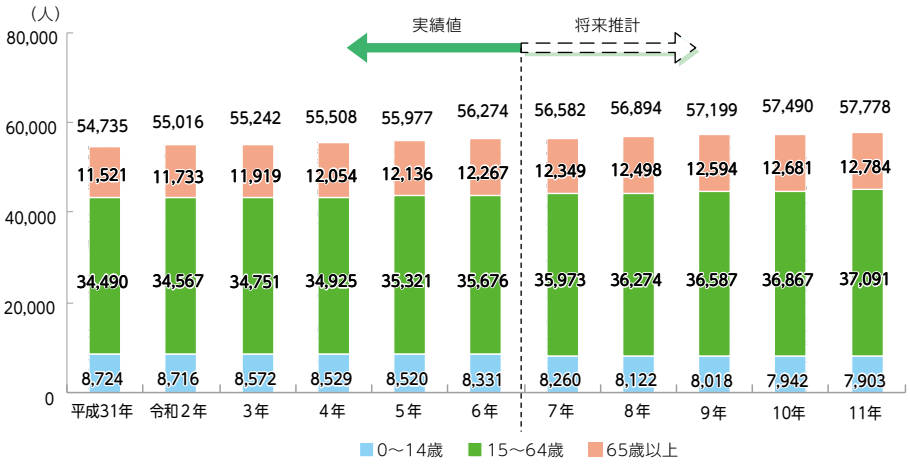

2 女性の就労実態を踏まえた環境整備

本市では、女性の就業率をみると、5年前と比べて、25歳から44歳までの年代で就業率が上昇しています。また、就学前の子をもつ保護者に対するアンケート調査では、就労している割合も、5年前の調査と比べて増加しており、フルタイムでの就労者については、35.1%から39.9%に増加しています。こうした女性の就業率の増加や就労の実態を踏まえて支援ニーズに合わせたサービスの提供を行うことが必要ですが、保育施設・放課後児童クラブなどに待機児童がみられる状況であるため、待機児童の解消が優先課題です。

【就学前】母親の就労状況

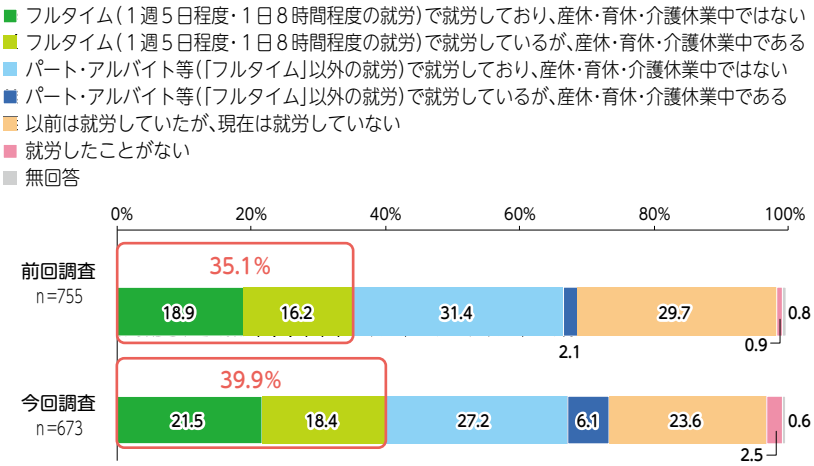

3 こどもの貧困

子育て世帯に実施した生活実態調査では、「大学」まで進学するという世帯が多い中、所得の少ない世帯では「高校」までという結果が出ており、経済状態が進学先に影響することが明らかになりました。児童・生徒本人の進学先の希望が家庭の経済状況によってかなわないという状況にならないよう、世帯の支援も含めて、貧困の状況にあるこども・若者に対する支援が課題です。

4 こどもの居場所

全小・中学校で実施したスクールミーティングでは、学校生活にとどまらず日々の生活に関わる意見や要望がありました。その中で、公園やスポーツ施設、こどもが交流できるコミュニティセンター等こどもが集まって遊んだり、スポーツをしたりすることができる居場所づくりについての意見も多く、ニーズの高さがうかがえました。また、こどもだけでなく高齢者から若い人まで集える場所についても意見があり、市民の交流の場所としての居場所づくりも今後の課題と言えます。

5 こども・若者の理解（自己肯定感・将来への不安）

小中学生アンケート調査では、「今の自分が好き」と思う自己肯定感について、小学5年生は66.9%、中学2年生は61.3%と国の調査結果の60.0%を上回っています。この結果を踏まえ、さらに自己肯定感を高め、大きく成長できる環境づくりが必要と考えられます。

若者では、「こどもの意見聴取」について34.7%が「県や市に自分の意見が聴いてもらえているとは思わない」、50.9%が「わからない」と回答しています。「将来の不安」については、75.7%と7割以上の若者が将来に不安を感じています。不安の内容としては「収入・生活費」が60%を超え、突出していました。

こうした結果を受けて、こどもの意見を聴く機会をつくること、経済的な基盤の安定に向けた取り組み、悩みや不安に対する相談体制等、若者が明るい将来の展望を持って暮らす社会を目指して支援を行う必要があります。

▶自分のことが好きか

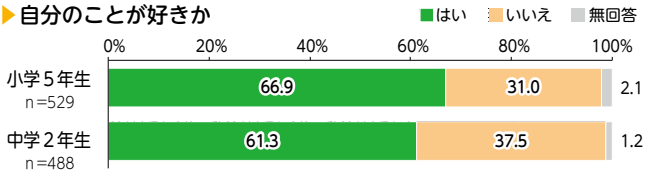

▶こどもの意見聴取について(若者)

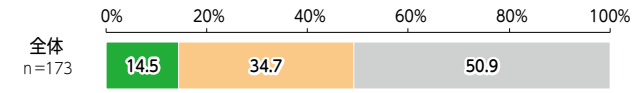

▶将来の不安について(若者)

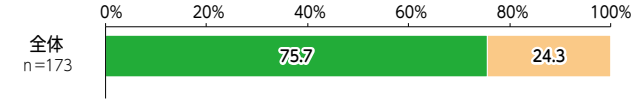

基本理念・基本目標・主な取り組み

こども・若者の権利が尊重され、自ら意見を表明することができ、最善の利益が図られるまちの実現をめざして、計画の基本理念を「すべてのこども・若者がしあわせに暮らせるまち・みずほ」と定めました。基本理念の実現に向けて、５つの基本目標を掲げ、こども・若者に関わる施策を展開していきます。

基本理念

すべてのこども・若者がしあわせに暮らせるまち・みずほ

基本目標 1　親と子への切れ目のない支援

1-1　安心して出産・子育てができる環境を整備する
- こども家庭センターでの支援
- 子育て応援アプリ「みずほすくすくナビ」の活用

1-2　心と体の健やかな成長を支援する
- 乳幼児健康診査での各種相談
- 離乳食教室など各種教室

1-3　こどもの発達を支援する
- 特別支援教育の相談
- 医療的ケア児の保育支援

基本目標 2　こども一人ひとりの成長を育む環境づくり

2-1　質の高い教育・保育を充実させる
- 教育・保育の質の向上
- ＩＣＴ教育推進事業

2-2　居場所づくりを推進する
- 放課後児童健全育成事業
- 放課後子ども教室
- フリースペースの整備（立ち寄れる居場所づくり）

2-3　豊かな体験や活躍（発表）の場を充実させる
- 一日市長体験
- 次世代の親の育成

2-4　こども・若者の安全・安心な環境をつくる
- ＳＯＳの出し方に関する教育の実施
- インターネット利用に関わる教育の推進

基本目標 3 子育て家庭を地域で支える環境づくり

3-1 地域社会における子育て支援活動を推進する
- ファミリー・サポート・センター事業の充実
- 民生委員・児童委員による見守り

3-2 未就園の親子が集まる場を充実させる
- 地域子育て支援拠点事業
- こども誰でも通園制度の実施

3-3 安全・安心の生活環境を整備する
- こどもまんなか公園づくり
- 通学路等の安全確保
- まちなか防犯システム整備

基本目標 4 すべてのこども・若者の立場に立った支援

4-1 こども・若者の権利を守る
- スクールミーティングの実施
- こども・若者意見表明推進事業の実施

4-2 困難な状況を抱えるこども・家庭を支援する
- ひとり親家庭への就労支援
- 学習支援事業の実施
- 就学援助

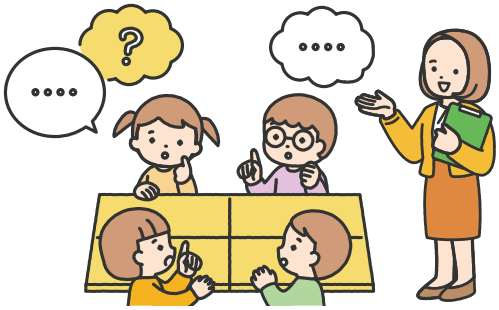

基本目標 5 若い世代の生活基盤安定のための支援

5-1 結婚・子育てを支援する
- 瑞穂市結婚新生活支援事業の実施

5-2 仕事と子育ての両立と経済基盤安定を支援する
- 待機児童の解消
- 延長保育
- 病児・病後児保育の充実
- 仕事と生活の調和の実現を目指した環境づくり

量の見込みと確保方策

（第３期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画）

本市では、すべてのこどもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭やこどもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

こうした方針に基づき、「①教育・保育」及び「②地域子ども・子育て支援事業」の各年度における量の見込みと確保方策（提供量）を定めました。

1 教育・保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定(3～5歳)※	694人	706人	699人	684人	665人
	2号認定(3～5歳)	751人	763人	756人	740人	719人
	3号認定(0～2歳)	531人	514人	531人	536人	542人
	0歳	105人	106人	107人	108人	110人
	1歳	203人	218人	220人	222人	225人
	2歳	223人	190人	204人	206人	207人
確保方策（過不足）	1号認定(3～5歳)※	890人（196人）	898人（192人）	959人（260人）	950人（266人）	942人（277人）
	2号認定(3～5歳)	812人（61人）	772人（9人）	757人（1人）	742人（2人）	737人（18人）
	3号認定(0～2歳)	590人（59人）	612人（98人）	638人（107人）	659人（123人）	667人（125人）
	0歳	82人（△23人）	89人（△17人）	99人（△8人）	107人（△1人）	110人（0人）
	1歳	228人（25人）	237人（19人）	245人（25人）	250人（28人）	255人（30人）
	2歳	280人（57人）	286人（96人）	294人（90人）	302人（96人）	302人（95人）
保育利用率		39.0%	41.5%	42.1%	43.1%	43.0%

※ニーズ調査の就労状況等から2号に想定する人が含まれています。

2 地域子ども・子育て支援事業

事業名	量の見込み(提供量)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外保育事業	88人	88人	88人	88人	87人
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	695人	683人	652人	648人	655人
1～3年生	582人	571人	541人	538人	547人
4～6年生	113人	112人	111人	110人	108人
放課後こども教室（連携型）	1校	1校	1校	1校	1校
子育て短期支援事業	11人日	11人日	11人日	11人日	11人日
地域子育て支援拠点事業	20,174人	19,627人	20,187人	20,387人	20,667人
一時預かり事業（幼稚園型）	3,288人日	3,343人日	3,312人日	3,239人日	3,150人日
一時預かり事業（保育所等）	1,064人日	1,058人日	1,068人日	1,061人日	1,054人日
病児保育事業	660人日	656人日	662人日	658人日	654人日
ファミリー・サポート・センター	1,452人日	1,407人日	1,363人日	1,353人日	1,350人日
利用者支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦健康診査	564人	569人	573人	582人	592人
乳児家庭全戸訪問事業	490人	509人	513人	519人	527人
養育支援訪問事業	26件	27件	27件	28件	28件
子育て世帯訪問支援事業	27人日	27人日	27人日	27人日	27人日
児童育成支援拠点事業	当事業に取り組んでいる事例報告や今後のニーズに注視し、実施体制を整備				
親子関係形成支援事業	当事業に取り組んでいる事例報告や今後のニーズに注視し、実施体制を整備				
妊婦等包括相談支援事業	1,170回	1,179回	1,188回	1,206回	1,226回
こども家庭センター	780回	786回	792回	804回	818回
上記以外	390回	393回	396回	402回	409回
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	－	12人	12人	32人	32人
0歳	－	4人	4人	7人	7人
1歳	－	4人	4人	12人	12人
2歳	－	4人	4人	13人	13人
産後ケア事業	81人日	81人日	81人日	84人日	84人日
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案し、副食材料費を助成				
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規参入する事業者に対して、支援、相談・助言を実施				

人日:利用人数と利用日数を掛け合わせたもの